

東京海上日動の国内旅行傷害保険について(保険の概要)

国内旅行中の事故によるケガや手荷物の盗難・破損等、様々な危険を補償します。

国内旅行傷害保険^{*}とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものをいいます。国内旅行傷害保険には、賠償責任危険担保特約、携行品損害担保特約、救援者費用等担保特約、航空機欠航・着陸地変更費用保険金支払特約等をセットすることができます。

*保険証券等には国内旅行総合保険と表示される場合があります。

ポイントI

旅行中の事故によるケガを補償します。

例えば

観光中にケガ



① 死亡保険金

② 後遺障害保険金

③ 入院保険金

④ 手術保険金

⑤ 通院保険金

スキーで骨折



旅館で転倒



ポイントII

旅行中に他人にケガをさせたり、他人のものを壊してしまった場合の損害賠償金を補償します。

例えば 他人にケガをさせた



⑥ 賠償責任保険金(オプション)

展示品を壊した



ポイントIII

旅行中の携行品の盗難や、破損により生じた損害を補償します。

⑦ 携行品損害保険金(オプション)

例えば

カバンを盗まれた



カメラを落として破損



国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

示談交渉できない場合

- 相手方が、東京海上日動と直接、折衝することに同意しない場合
- 保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合 等

ご注意 携行品の紛失、置き忘れによる損害(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)については保険金をお支払いできません。

※損害額は時価額または修繕費のいずれか低い方をいい、携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等または通貨等は合計で5万円)が損害額の限度となります。

※1回の事故ごとに免責金額(自己負担額)3,000円をお客様にご負担いただきます。

ポイントIV

旅行中のケガにより継続して14日以上入院した場合等に、看護のために現地に向かった親族^{*1}が負担した交通費・宿泊料等を補償します。

例えば ケガがもとで継続して14日以上入院



⑧ 救援者費用等保険金(オプション)

その他の補償

- 捜索救助費用
- 現地からの移送費用
- 現地での諸雑費(3万円まで)

ポイントV

旅行中に搭乗する予定であった航空機の欠航、着陸地変更により、ホテル・旅館等に宿泊した場合の宿泊費用(1万円)を補償します。

⑨ 航空機欠航・着陸地変更費用保険金(オプション)

例えば

台風等で、航空機が欠航しホテル・旅館等に宿泊



※旅行出発日10日前までお申し込みいただけます。

※航空機を利用する国内旅行の場合のみセットいただけます。

※宿泊施設に宿泊した場合のみ保険金のお支払い対象となります。

ポイントVI

旅行の目的をもってご自宅を出発されてから、ご自宅にお戻りになるまでしっかり補償します。(空港でお申込み手続きを行われる場合は、空港でのお申込み手続き終了時からご自宅にお戻りになるまでの補償となります。)

※保険の責任期間(補償期間)は保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時から末日の午後12時(24時)までとなります。保険期間内であっても、住居(ご自宅)に帰着した時点で、保険の責任期間は終了します。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

*1 6親等内の血族、配偶者 *2 または3親等内の姻族をいいます。

*2 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。)。

①婚姻意思 *3 を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*3 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます(婚約とは異なります。)